

「市庁舎前広場機械式地下駐輪場新設工事」の問い合わせに対する回答

番号	質 問	回 答
「工事仕様書」について		
1	「Ⅱ工事の概要2（1）2）」について「貨幣による料金收受システム」とは、自動精算機および管理システムを指すとの解釈でよろしいですか。	駐車料金精算のための機械装置を指します。定期券を自動更新（発行）する機械装置とは異なります。
2	「Ⅱ工事の概要2（1）3）」について、機械式地下駐輪場管理用事務所内で、駐輪場の管理システム等の設備以外に、必要となる設備があればご提示願います。	冷暖房設備、給排水設備、トイレ、流し台、照明設備、換気設備が必要となります。
3	「Ⅱ工事の概要2（1）3）」について、機械式地下駐輪場管理用事務所内で想定される執務人数をご提示願います。	管理事務所の体制は一人を予定しています。
4	「Ⅱ工事の概要2（1）3）」について、車検スペースとは、車検用器具を保管する場所と解釈し、車検業務は機械式地下駐輪場管理用事務室外にて実施するという考えでよろしいですか。また、その場合の車検業務実施場所について明示願います。	車検スペースとは、車検用器具の保管及び車検を行うスペースです。また、管理事務所に接して設ける上屋部分で行うことを想定しています。
5	「Ⅱ工事の概要2（1）4）」について、「公園機能の復旧工事の設計を行う」とありますが、「Ⅱ工事の概要2（2）」には「公園機能の復旧工事」との記載がありません。公園機能の復旧については、設計には含むが工事には含まないとの解釈でよろしいか。	公園機能の復旧工事は、（2）工事の内容1）復旧工事に含まれます。

番号	質 問	回 答
6	<p>「Ⅱ工事の概要2（1）4」及び「Ⅱ工事の概要2（1）1」について、「工事に支障となる樹木，モニュメント等の撤去，移設及び復旧」とありますが，撤去や移設ができないもの等の指定があれば提示願います。また，撤去や移設ができない樹木がある場合，枝打ちや形状の変更はできるものとの解釈でよろしいですか。</p>	<p>シンボルとなるような樹木は存置を想定していますが，契約後，詳細測量の結果をもって判断する予定です。樹木については支障範囲の剪定程度は可能です。</p>
7	<p>「Ⅱ工事の概要2（2）1」について，「工事に支障となるモニュメント，樹木等の移設及び復旧工事」とありますが，遊歩道，街灯，モニュメント，樹木等を撤去した後，仮置きできる場所について明示願います。また，市庁舎前広場の施設，モニュメント，樹木等の位置，形状，数量等のわかる資料を提示願います。</p>	<p>工事箇所を万能塀等で仮囲いし，その中に仮置きすることを想定しています。また，市庁舎前広場の施設，樹木の位置・形状，数量等の詳細がわかる資料はありません。</p>
8	<p>「Ⅱ工事の概要 10 1）」について，「埋蔵文化財調査のため，施工時には京都市担当課と立会いをする必要がある」とありますが，施工時に埋蔵文化財と思われる物が発見された場合を指すとの解釈でよろしいか。</p>	<p>工事当初の掘削時に担当課が試掘に立会う予定です。</p>
9	<p>工事仕様書別紙1「市庁舎前広場配置図 1：400」について，正確な寸法がわかる平面図を提示願います。</p>	<p>契約後，図面提供します。</p>

番号	質 問	回 答
1 0	<p>工事仕様書別紙2について、ボーリング柱状図以上の障害物が出てきた場合、設計変更の対象になるとの解釈でよろしいか。</p>	<p>別表（リスク分担表）に基づき、協議を行うものとする。</p>
1 1	<p>工事中電力及び駐輪場運用に必要な電力（200V，100V），工事中水道（φ40 mm程度）及び駐輪場運用に必要な通信の供給源について提示願います。また、機械式地下駐輪場管理用事務所内の設備として上水道が必要な場合、その供給源について提示願います。</p>	<p>電力，水道及び通信の供給源は，各管理者と協議の上決定します。</p>
1 2	<p>工事中の下水の排水先，及び機械式地下駐輪場完成後に地下ピットからの排水先について提示願います。また，機械式地下駐輪場管理用事務所内の設備として排水設備が必要な場合，その排水先について提示願います。</p>	<p>敷地内の既存排水枡への接続を想定しています。</p> <p>工事中の排水は既存排水枡へ排水するものとし，地下ピットからはポンプにより揚水し，既存排水枡へ排水するものとします。</p> <p>管理用事務所からの汚水排水は，下水道へ接続し排水するものとし，接続箇所等は庁舎管理者と協議の上，決定します。</p>
1 3	<p>資機材の搬入出経路について，指定及び制限があれば提示願います。</p>	<p>御池通側からの搬入搬出とします。</p>

番号	質 問	回 答
1 4	Z E S T地下街構造物, 防火水槽, その他地下埋設物について, 種類・位置・形状・深さ・基礎構造及びそれぞれの管理者が確認できる資料・図面等を提示願います。	提示しますので, 京都市建設局建設企画部監理検査課進行管理係まで御連絡ください。
1 5	本工事が庁舎内の他の土木または建築工事と施工時期が同時期になることはありますか。その場合, 考慮すべき制約条件を提示願います。	庁舎整備計画では, 本件工事箇所において他の工事と同時期になることはありません。
1 6	施工場所周辺に, 配慮しなければならない井戸等がありますか。ある場合, 濁り等の観測を行う必要はありますか。	本庁舎に井戸がありますので, 水位, 水質, 濁り等の観測が必要です。また, 付近にある井戸を確認していますので, 協議の上, 必要と判断された場合は, 観測を行うものとします。
1 7	地表面と機械式地下駐輪場躯体天端との離隔は, 市庁舎前広場の舗装面下(舗装厚程度)と想定してよろしいですか。	舗装厚程度を想定しています。なお詳細については, 庁舎管理者と協議の上決定するものとします。
1 8	設計にあたり, 機械式地下駐輪場躯体の上載荷重は, 「駐車場設計・施工指針 同解説」にある群衆荷重($w=5.0\text{ k N/m}^2$)と考えてよろしいですか。	道路歩道部および公園部に作用する群衆荷重, 5 kN/m^2 とします。

番号	質 問	回 答
19	<p>近接する,市庁舎,ZEST地下構造物等の事前事後の家屋調査等は,本提案の対象外と考えてよろしいですか。</p>	<p>本提案の対象範囲とします。</p>
20	<p>本工事の作業時間は,基本的には昼間の通常作業時間(8:00~17:00)以外は施工できないとの解釈でよろしいですか。作業時間の制約があれば提示願います。また,休日指定等(土曜,日曜,祝日,市庁舎前広場イベント,市議会開会等)があれば提示願います。</p>	<p>解釈の通りです。イベント開催時期等については契約後,庁舎管理者と協議を行い,休日指定いたします。</p>
21	<p>機械式地下駐輪場管理用事務所の設置場所について,設置できない場所を提示願います。</p>	<p>駐輪場に近接したところを想定していますが,庁舎管理者と協議の上決定します。</p>
22	<p>建設発生土(残土・汚泥)やAsガラ,Conガラ,木材等について,京都市独自の再利用の取り決めがあれば提示願います。また,処分する場合,指定の処分先があれば提示願います。</p>	<p>本市から処分先の指定はいたしません。当該事項を含めた技術提案書及び見積書を作成してください。</p>

番号	質 問	回 答
「受注候補者選定に係る技術提案の審査等説明書」について		
1	<p>「第2 技術提案書の作成について 2(3)」監理技術者の実績について、財団法人発注の公共工事として機械式地下駐輪場を施工した実績があります。本事業は、国のまちづくり交付金を活用したもので、会計検査の対象事業でもあります。さらに公共工事としてCORINS登録もされています。このため、地方公共団体発注工事との記載はなく、監理技術者の実績として評価対象となると考えますが、見解を伺います。</p>	<p>国又は地方公共団体ではないため評価対象外です。</p>
2	<p>「第2 技術提案書の作成について 2(3)」監理技術者の実績について、国又は地方公共団体が発注した工事を元請け受注した実績がない場合、(様式3-2)【工事の実績】及び(様式4-1)へ監理技術者が担当した他の実績の内容を記載してもよろしいですか。</p>	<p>実績がない場合は記載しないでください。</p>
3	<p>「第2 技術提案書の作成について 2(3)ウ」監理技術者の実績について、本工事に類似するとありますが、本工事のように機械式地下駐輪場躯体の構築を含む機械装置、管理システム一式の機械式地下駐輪場新設工事での実績が評価対象となると考えてよろしいですか。</p>	<p>解釈の通り。</p>
4	<p>「第2 技術提案書の作成について 2(5)イ」について、「災害対策(耐水耐震)」とありますが、浸水が想定される水深を提示願います。</p>	<p>京都市防災マップ水災害編中京区版から50cm未満とします。</p>

番号	質 問	回 答
5	機械式地下駐輪場の運用形態について、想定される定期利用と一時利用の割合を提示願います。	<p>寺町臨時駐輪場及び御池路上駐輪場の利用状況踏まえ、今後協議により決定します。</p> <p>参考までに、寺町臨時駐輪場の現状の利用状況は一時利用約50%、定期利用約50%となっております。</p>
6	「(様式3-1) 管理技術者」について、「注1)」とありますが、誤記載という解釈でよろしいですか。	誤記載です。
7	管理技術者と監理技術者とを兼務することは可能ですか。	<p>兼務することは可能です。ただし、監理技術者は下記の条件を全て満たしていることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術提案書提出日において、他の工事に技術者または現場代理人として配置されていないこと。 2. 契約工期において、専任で配置が可能な者であること。